

特別決議

食料の自給率向上と地域農業に責任をもつ農政への転換を求めます

「安全・安心なものを食べたい」「地域農業を守りたい」…多くの人々に共通する願いです。そして食料危機が深刻になっているもとの、「非常時に飢えることのないように、国産の食べものの確保を」という声が高まっています。いまこそ、食料自給率の向上が欠かせません。

ところが、日本の食料自給率は低下の一途をたどっています。輸入自由化をすすめる、国内農業への支援を減らしてきた農政の責任は重大です。こんな農政の基本となってきたのが「食料・農業・農村基本法」です。その改定案を政府は2月27日に閣議決定し、国会に提出しました。改定案は、この間の政策の検証を欠いたまま、「食料自給率の目標」を「その他の食料安全保障の確保に関する事項の目標」に混ぜ込んでしまっています。

そして、政府は「食料供給困難事態法」を基本法改定案と抱き合わせで提出しています。これは、困難事態が宣言されたもとの食料の供給量が2割以上減ったり価格高騰したりした場合に、政府が生産者や事業者へ食料の確保に向けた計画の策定を指示するというものです。計画を届け出なければ20万円以下の罰金を科すという、戦時食料法そのものです。

異常気象が頻発し国際情勢が不安定な中で、私たちは誰もが安心して国産のものを食べられる世の中を望んでいます。農業・農村を守ることなしに、食料を守ることにはできません。そのために、基本法改定案と食料供給困難事態法案とを撤回し、食料自給率の向上に責任をもつ農政の実現を求めます。

以上、決議します。

2024年3月18日

いわて食・農・地域を守る県民運動ネットワーク 総会 出席者一同